

旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定基準（別表Ⅰ）

Ⅰ 【年度】認定基準

マスター

条件１：春・秋いずれかのポイ捨て禁止運動に参加すること。

条件２：下表の【選択】（１）～（３）から１項目実施すること。

※春・秋両方に参加した場合はボーナスポイント２ポイントを付与する。

エキスパート

条件：春・秋いずれかのポイ捨て禁止運動に参加すること。

※春・秋両方に参加した場合はボーナスポイント２ポイントを付与する。

認定ランク	項 目	ポイント	ボーナス ポイント
マスター	【必須】 春季又は秋季のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いへの参加 【選択】（１）～（３）の中から１項目を選択 （１）定期的な清掃活動（会社・学校周辺等も可） ※年２回以上実施すること。 ※旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体報告書（様式３号）に写真を添付し提出すること。 （２）（１）以外の公共の場所の清掃活動 ※年１回以上実施すること。 ※旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体報告書（様式３号）に写真を添付し提出すること。 （３）その他，ポイ捨て禁止の取組 ・自社のホームページでポイ捨て禁止のＰＲをした。 ※旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体報告書（様式３号）を提出すること。	３Ｐ	

	・ 他が主催するイベント等のごみ拾いに参加した。 （冬祭り後や夏祭り後の清掃活動など） ※年 1 回以上実施すること。 ※旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体報告書（様式 3 号）に写真を添付し提出すること。 ・ 上記に以外の独自の取組を行った。 ※年 1 回以上実施すること。 ※旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体報告書（様式 3 号）に写真を添付し提出すること。		
	春季及び秋季のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾い両方への参加		2 P
エキスパート	春季又は秋季のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いへの参加	1 P	
	春季及び秋季のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾い両方への参加		2 P

2 【継続度】認定基準

（1）ポイントの付与方法

（ア）年度ごとに認定した、エキスパートに 1 ポイント。マスターには 3 ポイントを付与する。

（イ）春季及び秋季のポイ捨て禁止運動街頭啓発及びごみ拾いの両方に参加した場合は、

ボーナス

ポイント 2 ポイントを付与する。

（2）累計ポイントのランク

（ア）累計が 10 ポイントに達するとポイ捨て禁止運動取組団体（ゴールド）に認定（最速 2 年で達成）

（イ）累計が 20 ポイントに達するとポイ捨て禁止運動取組団体（プラチナ）に認定（最速 4 年で達成）

（ウ）累計が 25 ポイントに達するとポイ捨て禁止運動取組団体（レジェンド）に認定（最速 5 年で達成）